1. はじめに

平成24年度から、中学校における新学習指導要領が全面実施となった。中学校社会科においては、公共的な事柄に主体的に参画していく資質や能力を育成していくことが一層求められている。改訂の基本方針となった平成20年1月の中央教育審議会答申の改善の具体的事項では、「公民的分野については、現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、(中略)ルールや通貨の役割などを通して、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習」を重視することが示されている。今年度、第3学年の公民的分野を指導するにあたり、前述の内容の具現に向けて授業開発や改善に取り組みたいと考えた。特に中学3年生は、義務教育9力年を修了する時期にあたり、社会に対して主体的に参画する資質や能力を育成することの必要性は、わたし自身も日々強く感じていることでもある。

そこで、社会の形成に参画する資質や能力を育成するためには、 法教育の推進が不可欠であると考える。現代社会は情報化、国際化などによって急激な社会変化が進み、価値観の多様性が見られるようになった。これまでの道徳的価値観による社会秩序の安定は、極めて難しい社会になりつつあると実感している。それゆえ法の持つ意義や役割は、これまで以上に社会の形成において重要視されるべきものではないだろうか。今日、憲法という最高法規の下に政治的権力は行使され、国民生活が保障される。そして憲法に基づいて法律や規則が整備され、それに則って経済活動が営まれている。この社会の基盤を為す法をいかに学ばせるかが、社会科学習(公民的分野)を進める上での鍵になると考えている。

2. 授業実践 【第3学年 単元名:国の政治のしくみ 東京書籍】

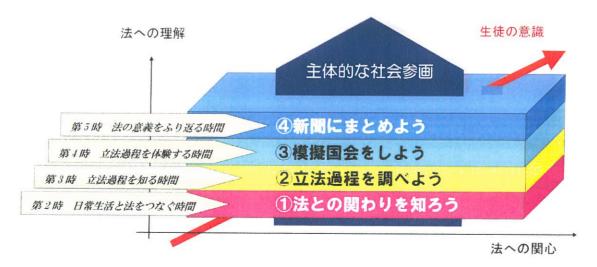
具体的な実践として、「国の政治のしくみ」という単元での事例を述べる。なお教科書は、東京書籍株式会社『新しい公民』を使用している。

(1)単元の構成

本単元は、国民が主権者としての自覚を持ち、政治や司法に積極的に参画していくことの大切さを実感できることが主目標である。その中でも立法機関である「国会の働き」を通して、法律が成立する過程を体験的に学ばせることで、主体的に社会に参画する資質や能力を育成したいと考えた。そこで東京書籍株式会社の指導計画をもとに、第2時を4時間扱いとした全11時間の指導計画(図表1)を設定した。

	図表 1 単元指導計画
時	学習内容
1	国会の地位としくみ
2	国会の働き①
3	国会の働き②
4	国会の働き③
5	国会の働き④
6	行政のしくみと内閣
7	行政改革
8	裁判所のしくみと働き
9	裁判の種類と人権
10	裁判員制度
11	三権の抑制と均衡

図表2 単元第2~5時の学習の構造図



(2) 第2時 国会の働き①

民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上のため にあるものであり、本来は我々の日常と密接なつながりを持つ。し かし、学校や家庭などの限られた社会とのつながりしか持たない生 徒にとっては、少なからず法に対する意識の距離感があると思われ た。そこで、生徒にとって身近な学校給食を取り上げ、法とのつな がりがあることに気付かせることとした。 学校給食は、学校給食法 によって規定される。給食の定義には完全給食、捕食給食、ミルク 給食の3種類があり、すべての給食には必ずミルクが含まれる(学 校給食法施行規則第1条)。生徒は毎日牛乳が給されることは、食育 の学習から栄養価が高いからであることは気付いている。しかし, それが法によって規定されていることは知らない。そこで「学校給 食には、なぜ毎日牛乳が提供されているのだろうか。」という学習課 題を設定し、生徒に考えさせることとした。なお本時は、学校栄養 士にも参加してもらい、専門的な見地から話をしてもらった。前述 のように,生徒は「栄養価が高いから」と予想を立てる。その後, 学校栄養士から牛乳の栄養価について話をしてもらうとともに、学 校給食法によって規定されている旨を話してもらった。初めて知る 事実に,生徒からは「そうなんだ」「初めて知った」というつぶやき が聞かれた。そして、さらに「なぜ法律で規定されているのか」と 発問を投げ掛けることで、法律の意義も考えさせていった。ある生 徒は、本時の終わりに「成長期である私たちの健康を維持するため

に、栄養をバランス 法をがられている。」 く探るためいる。」 と学習のようでは、 と学されている。」 と学されている。」 と学されている。」 と学されている。」 と学されている。」 と学されている。」 とがは、第一である。

BB3 2

REAR BIND SC VES HEAVE

AND RESESSION

PROPERTY OF THE STATE OF

図表3 第2時の授業の様子

3

(3) 第3時 国会の働き②

第3時では、第2時で学習した学校給食法などの法がどのような 過程を経て制定されるのかを理解する。授業のはじめに、法律は国 会で成立することを日本国憲法第41条で確認し、学校給食法が成立

した 1954 年当時の新聞記事を見せて導入を図った。その後、教科書の資料を活用して国会内での動きを一人一人調べ、説明できるようにしていった。図表 4 は、生徒が資料を活用し、立法過程を説明している様子である。



(4) 第4時 国会の働き③

第4時では、第3時で学習した立法過程を実際に体験するため模擬議会を開会し、国会での立法過程と同様に審議・採決することとした。1単位時間の流れは、図表5の通りである。はじめに、法案

の作成を行う。このときに、学級力が高まり自分たちの生活がより良くなるために必要な法案をグループで考えさせた。生徒自らが所属する集団をより良いものなど、主体的なとという考えに立つことは、主体的と考えに立つなどは、生徒たちは「人権保護法」の表を考えた。「人権保護法」は、悪しないるとや人の嫌がることや人の嫌がることや人の嫌がることや人の嫌がることや人の嫌がることや人の嫌がることである。それは、皆の"安心した生活"の実現を目指したものである。

次に、委員会での審議・採決である。学 級内には、学習係や美化係といったグルー プごとの役割がある。提出された法案の内

図表 5 模擬議会の流れ

模擬議会の流れ

- 1. 法案を作成する (8分)
 - ・字状力を高める字級内法案を、各の リーブ1案作成する。
- 2. 委員会を開く(12分)

①教告説明 …持案者 《賞徒·智并 …抗案者、费員 ②公應者

列布正案株ピーミオ中による 支持・月 一番馬 ハギチニ4 Bis計学

3. 議会を開く(30分)

①姜角長報告 一巻角金姜属長 心前線 一連貫 (首8・円寸の140%) 心に ナー・運用 一起1 17888年

図表6 作成した法案

法案:(人権保護

法

内容:東口を言れてい。(NGワ-F)

人の共産がる鼻をしていい。

理由:安心力を高めまため人権保

護法を定め仲間の尊重し合う

容によって担当するグループを決め、 委員会を開会した。今回、審議した法 案は「家庭学習改善法」である。これ は、中学卒業後の進路に向けて、家庭 での学習を充実させていきたいとい う願いが込められている。そのために、

図表7 委員会の様子



毎日の自主勉強ノートを見せ合うことを実施しようとするものである。学習係が本委員会を担当した。委員会では、「個人のノートを見せることは、プライバシーの侵害にあたるのではないか」といった意見も出されたが、採決の結果、賛成多数で可決となった。(図表7)

委員会で可決された法案は,本会議での審議に移る。ここでは,

学級の全員が議員として、法案に対して賛成、 反対を明確にして意見を述べ合った。図表8は、 起立による採決の様子である。結果は賛成23、 反対5で可決された。



図表8 本会議の採決の様子

(5)第5時 国会の働き④

第5時は,第4時で実施した模擬議会での 内容を一人一人新聞形式でまとめた。体験を 表現することは,体験を再認識することにも つながると考える。図表9は,生徒がまとめ た新聞である。

図表 9 まとめ新聞

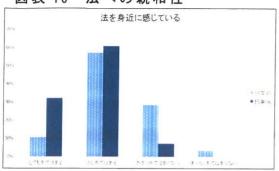
1	r/	世	5	3	文	吾	法	12	A			11	BA
2		"	H				15	-	A	is.		-	THE
17	7	方	10		AC	法				4			
7	r	老	15	3	1	12	A		1			1	議
0	7	A	E		0	西	14	*	. 23	8			五
Fx.	4	-7	. "	. ?	1	2	*	2	4		*	1	拉
2	2 .	17	1	1	-	.2	7=	H 47	12	7	F		-KI
- Wenner	たと	7	37	T	4	17	5	月が大	光生	1/4			FE
		1	P.		3	2	7		Æ	*	F.		171
	凡	P	2	りむ	態度	何	61	1	1	1	R		
		t I	期	10	12.		1	人艺	13	1	è	光	利日
	2	法	特	庆	9	4		3	4	1:	77	1	1818
	I	11	9	13	发	J.	F	新			4	41	4
		1	to to	z"	10	自	维	M	1	方雅	1	永	作者
	す	米		99	a.	F	り段	L	40	強って	7		
		3	3	14	所应	Kt	被	7	4	7	14		
,	.1	1	-	3	3	no.	Ari.	11	7	7			恒
1-0	7.	4	4	9	2	2	11	L	15	210	63	-	1221
	,	4	+	2	E	"	1	120	L	Z	K	*	L
	3	7	· .	17	1	3	7	7	7	17		2	字
	\$	0	10	-	7	h	4	40	7.		1	gb	市
	77	3	-			13		3	4		野	对	土
	11	17			4			£	3		4	L	福
		1	1			1.	Γ.	51	T		:	13	7121
	国	I.							12				

3. おわりに

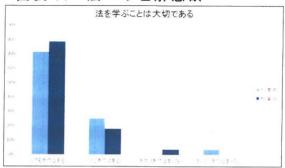
本授業実践の前後で、生徒の意識の変化を調べるためアンケート調査を実施した。内容は、法への親和性、法への理解意欲、法の遵守性、法への主体的関わりの4項目を問うものである。その結果が、

図表 10~13 になる。

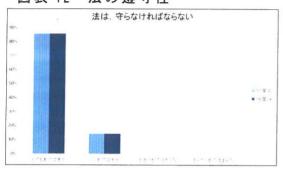
図表 10 法への親和性



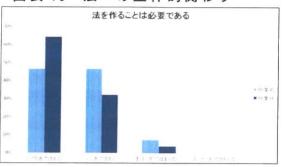
図表 11 法への理解意欲



図表 12 法の遵守性



図表 13 法への主体的関わり



法の遵守性(図表 12)については、授業前後において変化は見られなかったが、他の3項目については、意識が大きく高まっている。生徒たちは、法に対して守らないといけないという義務感ばかりが先行しており、"支配""罰則""難しい"というイメージを抱いていた。しかし、実感を伴った法教育の授業実践をすることで、法に対する敬意ともいうべき意識が芽生えたと思われる。ある生徒は、「模擬国会を通して、教科書を見ている以上に慎重に決められていると思った。(中略)立法過程の中には、自分では考えられないほどの体力、時間、才能の上に成り立っていると考えるようになった。」と述べている。法教育は、法の遵守のみを一方的に教え込むことではない。むしろ法は、国民の安心・安全を保障するものであるという意義に気付かせることが法教育の主目的であり、それは必然的に法の遵守へとつながっていく。本実践を通して、体験的な法教育を充実させていくことは、社会の形成に対して主体的に参画しようとする生徒を育てていくことにつながると強く感じている。

資料編

- ■中学校3年 社会科(公民分野) 学習指導案
- ■法に関するアンケート用紙
- ■模擬議会の流れ
- ■法案の書き方例・用紙
- ■委員会・本会議 進行マニュアル
- ■傍聴用記録用紙
- ■国会の役割
- ■はがき新聞
- ■生徒の感想

中学校(公民)社会科学習指導案

日 時 平成 25 年 11 月 01 日 場 所 大垣市立上石津中学校 授業者 藤井 健太郎

1. 単元名 「国の政治のしくみ」(全11時間) 東京書籍

2. 単元の目標

- ○国民が願いを実現し、秩序ある豊かなよりよい社会にしていくためには、政治家や裁判官などに 権力の扱いを任せるのではなく、国民が主権者としての自覚を持ち、政治や司法に積極的に参加 していくことが必要だと考えることができる。
- ○国会・内閣・裁判所, それぞれの役割や仕組み, 働きを理解し, 三権相互や三権と国民がどのように関わりあっているか理解することができる。

3. 評価規準

1 1 IM 796-T-			
社会的事象への	社会的な	資料活用の	社会的事象についての
関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
国の政治に対す	議会制民主主義の意義と国	国の政治に関す	国会を中心とする我が
る関心を高め, それ	民の政治参加の関連につい	る様々な資料を収	国の民主政治の仕組みの
を意欲的に追求し,	て、国の政治に関わる様々な	集し,有用な情報を	あらまし,内閣の働きと国
民主的な政治につ	事象から課題を見いだし、対	適切に選択して, 読	会との関係, 法に基づく公
いて考えようとし	立と合意, 効率と公正の視点	み取ったり図表な	正な裁判の保障について
ている。	から多面的・多角的に考察し、	どにまとめたりし	理解し、その知識を身に付
	その過程や結果を適切に表現	ている。	けている。
	している。		

4. 指導観

(1) 単元観

本単元は、中学校学習指導要領「社会」公民的分野、内容(3)「私たちと政治」のイ「民主政治と政治参加」に基づいたものである。

イ 民主政治と政治参加

国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。(一部抜粋)

本単元の中でも、特に上記に抜粋した「国会の意義と役割」を中心に学習することを通して、 我が国で国民の代表者が話合い、意志決定する議会制民主主義が実現されていることや、唯一の 立法機関である「国会での法案成立の過程」を学習することを通して法が国民の人権や生活を保 障し、社会の安定をもたらしているものであることを理解させていきたい。そして、それは民主 主義を担う公民としての必要な基礎的教養を培うことにもつながっていくものと考える。

(2) 学習者観

学習面において個々の得意,不得意で差はあるものの,どの教科においても真面目に黙々と学習課題に取り組む姿が見られる。社会科の授業では,一問一答形式の発問に対しては挙手をして発表する生徒が多いがその一方で,資料から分かることや自分の考えを述べることに対して,自信をもって発言できる生徒が少ないと感じる。他者の考えに対する反応や,他の意見と関わらせて発言することに消極的であり、自己表現力に弱さがみられる。

(3) 教材観

国会の意義と役割を理解させるために、生徒自身が所属する学級をより良いものにするための模擬議会を体験活動として取り入れていきたい。特に、法案が成立する過程を体験することで、多くの代表者が様々な立場から慎重に審議していることを理解するとともに、法によって政治権力が行使され、国民の人権が保障されるという立憲主義の基礎を培うことができるものと考えている。

5. 単元指導計画

時	ねらい	74. DD 74. EL	=== /= LD >#	16.74 12.01
H-4	国会は国民が選挙	学習活動 1. 国会の写真から気付いたことを交流する。	評価規準 (方法)	指導・援助
1 国会の地位としくみ	で選んだ代表者で構成され、国権の最高機関、唯一の立法機関であるため、わたしたちは主権者として、国会の動向を注視しなければならないことがわかる。	・選挙で選ばれた代表者が国会に参加している。 国会は、どのようなしくみで成り立ち、どのような役割を担っているだろうか。 2. 国会のしくみについて、追求する。 ・予算を決めている。 ・衆議院と参議院の二院制から成り、任期や人数が違う。 3. 国会の担う役割について知る。 ・国会は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である。 4. 本時の学習をふり返る。	国会では法律の制 定や予算の審議・ 議決,内閣総理大 臣の指名等,国の 政策を決めている ことがわかる。 【知識・理解】 (確認テスト)	◇資料教科書 P.74,75□ ~ 6□ 二院制を考で見ませ、民理申権者で見ませ、民民よよとは異しることに対かせる。
		国会は、選挙により選ばれて国会議員により構成されており、二院制を採用を行い、国民の意見をより反映させていくためだ。だから国民は、国会の動向 2 国会の働き(活用 1)		いるのは、慎重に審議
		3 国会の働き(活用Ⅱ)		
		4 国会の働き(活用Ⅲ)		
		5 国会の働き(活用Ⅳ)		
	立法と行政は,議	1. 前時の復習をする。		◇資料
6 行政のしくみと内閣	院内閣制により、内閣は国会の信任に基づいて成立し、国会に対して連帯を負うことがわかる。	国会と内閣は、どのような関係で結びついているだろうか。 2. 資料から、個人追求をする。 ・衆議院が内閣に対して、信任・不信任の決議をするのに対して、内閣は衆議院の解散の決定をしている。 ・内閣総理大臣は、国務大臣を任命したり罷免したりすることができる。 ・総理大臣を国会議員の中から指名し、国務大臣の過半数は国会議員である。これに対して、内閣は国会に対して連帯責任を負う。(議院内閣制) 3. 確認する。(内閣の組織と行政機関について) 4. 本時の学習をふり返る。	議院内閣制により、内閣は国会の信任に基づいて成立し、国会に対して連帯責任を負うことをうるとに読み取っている。 【資料活用の技能】(発言・ノート)	教科書 P.76, 77 □~4 ○議院内閣制の 意味をつかませ る。
		議院内閣制は、国民からの選挙で選ばれた代表者で構成する国会の信任に基	ブいて内閣が成立し,国会に	対して連帯責任を負う
		仕組みのことを言う。このように,一方が大きな権力を保持しないように,互v	た関係し合い, 均衡を図っ	ていることが分かった。
7 行政改革	社会の変化ととも に行政権の役割が拡 大していることや, 行政改革が進められ ていることについて 理解することができ る。	 政府立法と議員立法のグラフから、課題を設定する。 社会の変化とともに、行政の役割はどのように変化してきたのだろうか。 資料から、個人追求をする。 19世紀頃は、小さな政府という考えだったのに対して、現代では、大きな政府という考えが主流になっている。 行政の役割が大きすぎると、さまざまな弊害が起きるようになった。→規制緩和 全体交流をする。 本時の学習をふり返る。 「大きな政府」になりずぎると、企業への弊害などが大きくなり、仕事が非効 	現在の行政の課題 や行政改革につい て理解できてい る。 【知識・理解】 (発言・ノート)	◆資料 教科書 P.80,81 □~⑥ ○公務員の数が 減少することに よって,どのよう な利点があるか 考えさせる。
		革が行われるようになった。規制緩和で自由の幅を持たせ、企業を助ける意味も		115040

	わたしたちの人権	1. 前時のふり返りをする。		◇資料
	を守り, 社会の秩序	裁判所には、どのような役割があるのだろうか。	法の役割や裁判 所の働き、参審制	教科書 P.82, 88
8 裁判所のしくみと働き	を保つために、法に 基づく公正な裁判が 行われ、最終的には 裁判によって確保さ れるため、裁判所が 国民の権利を守る最 後の砦であることが わかる。	2. 資料から裁判所の役割について追求する。 ・裁判には、刑事裁判と民事裁判の2種類がある。 ・裁判所には、簡易、家庭、地方、高等、最高の5つがある。 ・1回目から2回目の裁判にいくことを控訴、2回目から3回目にいくことを上告という。 3. 三審制がとられているか考え、交流する。 ・慎重に審議を行うことで、間違いをなくす。それが、人権を守ることにつながる。 4. 司法権の独立について知る。 5. 本時の学習をふり返る。 日本では三審制がとられていることがわかった。それは、人権を守るために	の仕組みについて、資料から読み取ることができる。 【資料活用の技能】 (挙手・ノート)	○再審請求は、控 訴や上告とは異 なることを、具体 的にとらえさせ る。 。 。 。 適正な手続きに
		よって公正中立に判決を下すことのできるよう,他の権力の影響を受けない司	法権の独立が保たれている。 	
9 裁判の種類と人権	裁判の種類と手続き、裁判における法曹三者の役割について理解することができる。	1. 足利事件をもとに、本時の課題を設定する。 現代の日本の裁判は、どんな問題を抱えているだろうか。 2. 資料をもとに、裁判の種類や仕組み、手続きの流れをつかむ。 ・裁判には刑事裁判と民事裁判がある。 ・刑事裁判においては、検察官が起訴・不起訴を決める。 ・弁護士は、被告人の利益を擁護する役割がある。 3. 冤罪の問題が起こるのはなぜか、考える。 ・自白の強要などがされる場合もあった。 4. 本時の学習をふり返る。	て理解している。 【知識・理解】 (発言・ノート)	◇資料 教科書 P.84, 85 ①~個 ○足利事件での 取り調べの問題 を取り上げる。
	共和号制度(20)	裁判には刑事裁判と民事裁判がある。刑事裁判では、警察官と検察官が犯罪にとになる。被告人も有罪の判決がでるまでは、裁判を受ける権利が保障され		
10 裁判員制度	裁判員制度について 様々なが裁判について 様々なが裁判について は 国民意 通いに関わる ことを 可法に関わるが、 国民のの秩序の維持の 社会のの秩序の維持察している。	 課題をつかむ。 国民が裁判に参加する道が開かれたのは、なぜだろうか。 資料をもとに、個人追求をする。 ・国民が参加することで、裁判が身近なものになる。 ・国民の感覚が量刑に反映されることで、法に携わる者との乖離を少なくする。(社会秩序の安定を図る。) 裁判員経験者の言葉から、考えを深める。 ・人権を守り、犯罪の抑止につながることで、社会を自らの手で良くしていきたいという気持ちがある。 本時の学習をふり返る。 	裁判員制度が導入された背景について考え、資料に基づいて適切に表現している。 【思考・判断・表現】 (発言・ノート)	
		裁判員制度に国民が参加することで、社会の秩序を維持することにつながる。	裁判は、わたしたちの生活に	こも密接にかかわって
		いる。これからは、自分の問題として考えていけるようになると良いと思う。		
11 三権の抑制と均	三権が互いに抑制 し合い、均衡を保つ 三権分立の制度によって権力の行き過ぎ を防ぎ、バランスの とれた政治が行われ ることがわかる。	いる。これからは、自分の問題として考えていけるようになると良いと思う。 1. 課題をつかむ。 国会・内閣・裁判所は、どのような関係にあるだろうか。 2. 資料をもとに、個人追求する。 ・裁判所は、弾劾裁判、裁判官の採用、罷免などで国会、内閣の統制を受けるが、違憲立法審査や行政事件の裁判によって統制している。 3. 新聞記事と三権の関わりとの関連性を確かめる。 4. 本時の学習をふり返る。	立法、行政、司法の三権の関わりについて均衡と抑制を保っていることを理解している。	◇資料 教科書 P. 90, 91 □~4 ○図の矢印の向 きと, 示されてい る内容を確認す る。

6. 本時の展開【活用 I】(2/7)

(1) 本時のねらい

まとめ

ることがわかった。

学校給食に牛乳が毎日必ず提供されている理由を考えることを通して、牛乳は栄養価が高く児童生徒の成長にとって欠かせない食品であることが分かり、そして確実に実施するために国が法律によって整備していることを理解することができる。

	学習活動	指導・援助
つかむ	1. 課題をつかむ ・一週間分の学校給食の写真から、牛乳が必ず提供されていることに気付く。 なぜ学校給食には、必ず牛乳が提供されているのだろうか。 2. 予想する	○一週間分の学校給食の写真を1枚ずつ見せ、学習への興味を持たせる。◆資料・学校給食の配膳写真
	・体の発育に必要な栄養が多く含まれているから。	(一週間分)
	3. 個人追求する <u>資料1から</u> ・牛乳を飲むことによってエネルギー, たんぱく質, 脂質, 無機質, ビタミンAが多く摂取することができる。 <u>資料2から</u> ・牛乳は, 他の食品(小魚, 野菜)よりもカルシウムの吸収率が高い。	◆資料 ・らく農教室 P.22 23 ①牛乳パワー ②カルシウムの吸収率
\$ -	 4. 理解を深める I (栄養士の話を聞く) A: 牛乳には体の発育に必要な栄養素が多く含まれるとともに、体内への吸収率も高いことを理解する。 B: しかし、Aの理由のみで必ず毎日牛乳を提供しているわけではない。(法制化) ➡ 学校給食法・学校給食法施行規則によって、規定。 	○栄養士の話を聞き、個人追求した内容の確かめをする。○Aの目的を達するために、 法律によって定められていることに気付かせる。
かめる	○完全給食とは、給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる 小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)、 <u>ミルク</u> 及 びおかずである給食をいう。 ○補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容が <u>ミルク</u> 及びおかず等である給食をいう。 ○ミルク給食とは、給食内容が <u>ミルク</u> のみである給食をいう。 学校給食法施行規則 第一条より	◆資料 ・学校給食法 原文 ・学校給食施行規則 原文 ○原文を読み, どの部分に明 記されているか読み取らせ る。
	5. 理解を深めるⅡ【発問】なぜ法律によって規定されているのだろうか。・国民(児童生徒の成長)にとって大切なことだから、確実に実施するために法制化する必要がある。	※国民にとって大切なことは, 法律によって規定され, 遂行されていることに気付かせる。
	6. 本時のまとめをする ・本時学習したことを、ノートにまとめる。	★評価規準 【思考・判断・表現】

学校給食に毎日必ず牛乳が提供されるのは、学校給食が児童

生徒の心身の健全な発達にとって必要な食品だからである。そ

して, それを確実に実施するために法律によって規定されてい

牛乳の栄養価と法律によ

って規定されていることを

つなげて考えることができ

る。(ノート・発言)

7. 本時の展開【活用Ⅱ】(3/7)

(1) 本時のねらい

法律が制定されるまでの過程を調べることを通して国会内での手続き上の過程を理解するとと もに、慎重に審議されて成立し、公布に至ることが分かる。

	もに、惧重に番議されて成立し、公布に至ることが分かる。 	
	学習活動	指導・援助
	1. 学習への意識を持つ 「学校給食法のほかに、どのような法律があるか」 ・民法、刑法など	○前時に学習した学校給食法 をはじめ、民法、刑法などの 法律があることを確認する。
つかむ	「法律は、どこで作られるのか」 ・国会 【理由】国の政治の基礎となる法が憲法であり、憲法は国会によって改正することができるから、法律も同じように国会で作られるのではないか。 2. 学習課題をつかむ 法律は、どのような過程を経て制定されるのか調べ、説明できるようにしよう。	◆資料 ・教科書 P.37 - 5 憲法改正の手続き ・日本国憲法第 41 条 ・新聞記事 - 1953 年 8 月 1 日朝日新聞 - 1954 年 5 月 27 日朝日新聞 - 1954 年 7 月 20 日朝日新聞 - 20 日朝日新聞 - 20 日朝日新聞 - 20 とをおさえる。
ふかめる	 3. 個人追求をする ・教科書や資料集から調べ、ノートに書き出す。 ○はじめに、内閣(または議員)が法案を議院(先議)に提出する。 ○つぎに、議院内の委員会で審議がはじまり、委員会で可決されると本会議で採決が行われる。委員会での審議のときに、専門家の意見を聞く公聴会が開かれることもある。 ○そして、先議の本会議にて可決されると後議の議院にて、先議の議院と同じように委員会、本会議での採決を経て、法案は成立する。ただし、両議院の議決が一致しない場合は、両院協議会が開催されたり、衆議院で再議決されることもある。 ○最後に、成立した法案は内閣へ戻され、天皇によって公布される。 4. 全体で交流する【交流 I】 ・調べたことを発表する。 ※委員会は、予算・条約・法律案などの議案や請願などを、本会議にかける前の予備的な審査機関として、専門的かつ詳細に審査する。 5. グループで交流する【交流 II】 	◆資料 ・教科書 P.76,77 ① 法律のできるまで ○「はじめに」「つぎに」「そして」「最後に」という接続詞のキーワードを提示し、順序立てまとめることを意識させる。 = 文型 ◆資料 ・委員会の様子の写真 ・委員会の様子の写真 ・両院本会議や委員会など、多くの場で審議されているのは、憲法に基づいた法律であることにも気づかせる。
	・学級全体で確認したことをもとに、グループ内で発表し合う。(全員が発表)	○イラスト(教科書 P.76,771)を指し示しながら,話すようにさせる。
	6. 本時のまとめをする	◆資料 ・確認問題プリント
	・法律の制定過程を理解できたか、確認問題をする。	
まとめ	・実際の議院内での様子について、VTRを視聴する。 「わたしたちの国会」参議院ホームページより http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/movie/index.html	★評価規準 【知識・理解】 法律が制定されるまでの 過程を理解することができ る。(確認問題)

8. 本時の展開【活用皿】(4, 5/7)

(1) 本時のねらい

学級内法案を作成し、模擬議会を実施することを通して法案成立までの過程への理解を深める とともに、立憲主義に基づいた社会への基礎的態度を養う。また審議内容の結果を伝える活動を 通して、表現する力も身に付けることができる。

	学習活動	指導・援助
つかむ	 前時の復習をする ・国会内における法案の成立過程を想起する。 学習課題をつかむ 学級内法案を作成し、模擬議会を開会してみよう。そして、審議結果を新聞にまとめよう。 	◆資料 ・教科書 P.76,77 ① 法律のできるまで
ふかめる	3. 学習活動に取り組む (1) 法案を作成する ・グループごとに、学級力を高めるために必要だと考える 法案を作成する。 (2) 模擬議会をする	○学級力向上プロジェクトと関わらせる。 ※6領域(達成力,自律力,対 は 協調力, 安域協調力,領域 協調力,領域 協調力,領域 協調力,領域 協力, 安域 協力, 安域 協力, 安域 協力, 安域 と 大大 (大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
まとめ	4. 本時のまとめをする ・審議した結果をはがき新聞にまとめる。 5. その他(立法機関以外)の国会の役割について知る。 ① 法律の制定(立法) ② 予算の審議・議決 ③ 内閣総理大臣の指名 ④ 内閣が結んだ条約の承認 ⑤ 憲法改正の発議 ⑥ 国政調査権 ⑦ 弾劾裁判	議されることを確認する。 ★評価規準 (ルーブリック) 【思考・判断・表現】 A, B, Dの各項目をそれ ぞれ 3 点満点 (計 9 点)と する。※ルーブリック表参照 S:9点 A:8~7点 B:6~5点 C:4~3点 D:2~1点

(2) はがき新聞 評価指標 (ルーブリック)

	A 論理構成	B 習得した知識の活用	[発展資料の活用	D 文体
	新聞の書き方の「型」を活	法案成立過程に必要な知	発展資料を活用し,よ	漢字や用語の使い
3	用するとともに, 系統的で	識や用語を活用してい	り具体的に理由づけ,	方, 意味に誤りが
5	見やすい新聞になってい	る。	説得力が持たせられて	なく,適切である。
	3.		いる。	
	新聞の書き方の「型」	法案成立過程に必要な	発展資料の事実のみを	文末の語尾表現が
2	を使って,まとめてい	知識や用語を一部分に活	取り入れている。	そろっている。
	る。	用している。		
	新聞の書き方の「型」	法案成立過程に必要な	発展資料を活用してい	書き言葉ではな
1	に沿って,まとめられ	知識や用語を一部分に活	ない。	く、話し言葉で書
	ていない。	用している。		いている。

評価の仕方

A~Dの各項目をそれぞれ3点満点,計9点とする。

S:9点 A:8~7点 B:6~5点 C:4~3点 D:2~1点

※本時は、 []についての評価は行わない。

|--|

)

このアンケートは、現在の皆さんの意識を調べるものです。それぞれの項目の4~1の数字のあてはまるところに、一つずつ〇をつけましょう。

4:とてもあてはまる 3:少しあてはまる 2:あまりあてはまらない 1:まったくあてはまらない

1. 法(法律) というものを, 身近に感じています。 4-3-2-1

2. 法(法律)を学ぶことは、大切だと思います。 4-3-2-1

3. 法(法律) は、守らなければならないと思います。 4-3-2-1

4. 法(法律)を作ることは、必要だと思います。 4-3-2-1

5. 法という言葉を聞いてイメージすることは何ですか。下の口内に、記述してください。

ご協力, ありがとうございました。

模擬議会の流れ

1. 法案を作成する(8分)

・学級力を高める学級内法案を,各グループ1案作成する。

2. 委員会を開く(12分)

- ①趣旨説明 …提案者
- ②質疑·答弁 …提案者,委員
- 3公聴会
- ④修正案提出 ※状況による
- ⑤採決 …委員 ※挙手による多数決

3. 議会を開く(30分)

- ①委員長報告 …委員会委員長
- ②討論 …議員(賛成・反対の立場から)
- ③採 決 …議員 ※起立による多数決

書き方の例

沃紫・(

第0000

※罰則規定は設けない。 处 区

※学級力の力を明示する

この法案を提出する理由である。 いれが、

): () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : () : ()	法	
		 - -
		 - -

委員会 進行マニュアル

※開会時間は、12分間とする。

■委員長	
ただいまから,	()委員会を開会いたします。本日は,
(-)法案を議題とします。
提案者の() さん, よろしくお願いします。
■提案者	
()法案について、趣旨を説明します。
以上で終わります	F 。
■委員長	
これより質疑を行	テいます。挙手をお願いします。
■委員	
	
■委員	
■委員	
■女貝	

■委員長

これにて質疑を終わります。これより採決を行います。本法案に賛成の方は、 挙手をお願いします。本案は、(賛成多数 · 反対多数)をもって原案通 り(可決 · 否決)されました。

これにて、散会といたします。

模擬議会 進行マニュアル

※開会時間は、30分間とする。

■議長

ただいまから, 3	年()組議会を開会いたします。本日は,()
法案を議題とします	ナ。はじ	めに委員長報告をお願いします。	
()	さん,	よろしくお願いします。	

■委員長

議題となりました() 法案について審議し、採決を行いました。その結果、多数をもって原案とおり可決されました。以上で報告を終わります。

■議長

これより討議に入ります。順次、発言を許可します。発言者は、挙手をお願いします。なお、賛成、反対の立場を明確にして発言をお願いします。

■議員

■議員

■議員

■議長

これにて討議を終わります。これより採決を行います。本法案に賛成の方は、 起立をお願いします。< 人数を確認する > ご着席ください。本案は、 (賛成多数 ・ 反対多数)をもって原案通り(可決 ・ 否決)されました。

これにて、散会といたします。

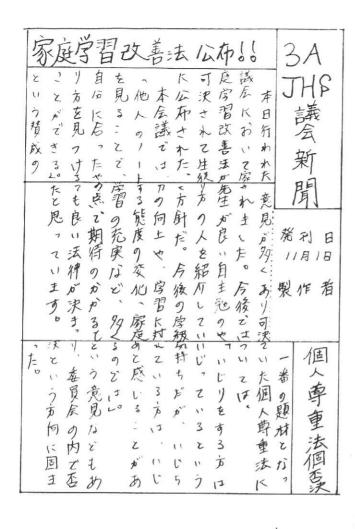
発言者	内 容
	7
新田 李月4、19	
質問・意見など	

)

国会の役割

- ① 法律の制定(立法)
- ② 予算の審議・議決
- ③ 内閣総理大臣の指名
- ④ 内閣が結んだ条約の承認
- ⑤ 憲法改正の発議
- ⑥ 国政調査権
- ⑦ 弾劾裁判





3A Junior high school議会 野!: 業目全女 とに明十 3 t も法 11 A 70 11 日。四時日の四時 分は 上律 1-よくするつ In ŧ 0) た。作 办各 I 作 h 17' 最初 る体 性慢間の てんを Z 0 Z h 2Gの家 外個人華宝法許 内容 実山 t. L E 0) 2 齊 4 II 5 あ いいじろのはいいかりいちか 0 t H 限度を越えたいじりはずにしま 審議 いじめになる。 人が実かることはしない、にころ 3Gの案が 各家庭学習改善法 しって 3 ルレ A 可果考 0) to 2. 加斯次議員 ・自主烈を見せ合い できた 11512 とな 3 T 良い何の人をマネて 3 学智术在向上对 有工十結

家庭学習改善法軍可決!!

3 N I 核元 to to El 1 1 明道 SA Y案指学 T 年 石 か School (発展の 木 主 知中 目 た 成各以 1) で 学(金) I 到王 专 法

でぬく担会と様 公木 見級強でほに 7 7 3 M Ni かな もな ti ŧ った芸 4 失 7 法 生た 宇贝 なる 12 x 73 白 、思た出で 9 う前主にう議では

T n' E ŧ 五10 ò 5 0 すいか 7 5 7 7. 阳 () - 0 生数 博 重 つ蘇 17 I 85 法 宴会 員夫内容 专 pr. 5. 老 4 > 0 1 12 3 山出江 否 ti. 5 決反おし 3

+

决 FIX' 1: 79

人国 人等 序

小家A上全可清 開

英 岁 01 十四十八万百 1 14 17 3 t 北大岩市内 人业友 t 貧者での F 76 O th. 7 / to 12 取良 ुं 1-1.7 "" 11 t

せ本すら組る眼決

九仓量学 17 建日 下讓今習 15 中 十

7 早大一

7枚近月

DE

15

7 17

0

14"

一个下該

7 13

個の

の 到

自内

世

ŧ

11

到

7 F

川良め個 7: y W 17. [2] fa 1. らも 9 27 18 自 理 f 47 FH 的根书出证 12/2 2 (5) 1- -3 1 5 11 63 " * 1 7 1. 1. 11 1 1 1 1.

理解して、法を大切にます。これからの生活を加えて、法を大切にを指するこれがらの生活を指するといって、はいって、法を大切に	模擬議会を通じ	では、大切さを感じました。 がするまでには、とても長い時間をかけ がでは、一人一人の意見に提案者が返答する。 では、一人一人の意見に提案者が返答する。 では、一人一人の意見に提案者が返答する。 では、一人一人の意見に提案者が返答する。 を改めていうということを改めて を改めて を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じました。 を必じまた、 本
してしあがった。それられると、これのため、それられると、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは	町木ところにいうところに	恵見をは、一次 とこれ

	1 1	1 1			1 1					1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
<	を	0		行	良	134	7"	時	た		0	p\"	は	L	ŧ	L	あ	自	議	
处	宇	行	今	す	<	学	2	間	0		t="	国	١.	li	ħ	V	7	分	会	今
要	3	動	回	る	đ	羽白	る	を	7		3	会	۲	Ø	y)	中	7	T _{<}	7"	回
カ\"	ŧ	ŧ	Ø)	۲	る	改	٤	2	ŋ	(SECONDO)	12	17	7	n)	`	12	`	5	O)	
あ	n	制)	議	3A	い	善	思	3	よ		ح	提	ŧ	۲	法	は	99	701"	緊	自
3	な	限	会	0	lı	法	7	=	j		U	出	1,1	L1	律	280	<	/ F	張	分
2	0)	L	7"	L	方	案	to	٤	17		2	さ	IJ	5	案	李	0	7	感	†<
思	7"	7	١	Λ"	法	は	0	7"	L		実	n	法	ŧ	き	員	指	t	な	5
7		U	僕	11	<i>p</i> \"	,	今	`	7		感心	る	案	0	作	会	適	法	נ"	٠٦"
た	辟	3	は	カ"	含	H	回	5	,		p\"	ک	חוומ	かい	成	0)	な	案	を	模
¢	14	反	法	t	ŧ	h	ŋ	IJ	3A		h	,	B	n	す	時	と	は	味	擬
	に	面	٤	9	n	ts	議	良	7"		U'	国	り	カ	る	点	h "		ħ	国
	台		U	17	7	0	会	LI	ŧ		7	p1"	١	7	0	7"	出	li	j.	会
	わ	自	2	上	V	自	7"	3A	,			良	そ	た	かい	否	る	3	2	を
	t	分	ŧ	カ"	7	主	可	を	ŧ	3	٤	<	n	•	V	決	ŧ	U	٤	U
	7	to	0)	3	`	学	決	17	7		7	な	よ	7"	かい	さ	0	ろ	か"	5
	变	5	701"	٤	2	習	さ	る	۲		ŧ	7	7	ŧ	15	h	ŧ	な	7"	U
ļ	Ź	0)	自	思	n	を	zh	5	79		t	7	ti	*	む	3	to	177	ŧ	7
ļ	7	安	分	う	ŧ	ょ	t	۲	<		p'	U	法	中	す "	ŧ	7	ス	tr	H
	11	全	達	Ø	実	り	家	1) ^{to}	n		7	<	案	に	か	n	K	ŧ	o	7.
コクヨ	ケー10 200	<20						* L		ñ a a	*									

										 -				REPORTED TO SELECT	E-05/15/1				
٤	. 79		か	L	制	4	制	ΙŦ		٧١	議	7	な	戽	ク	七刀	ሂ	99	
田八	<	今	興	`	定	9	定	,	今	Ż	員	11	音心	9	,	tj.	70/2	4	模
カ	9		啡	ረ"	ŧ	た	\wedge	ŧ	P	2	0	3	見	7	ス	ŧ	分	0)	擬
o	人	9	を	9	N	of	9	7	9	ሂ	97	1.1	<i>b</i> \-	7		9	か	段	国
	4/"	模	持	1	3	ς.	順	Z	模	ŧ	数	٤	3."	15	実	7"	7	階	会
	正	擬	7	7	O	模	序	複	擬	分	414	カゲ	7	人	際	あ	1=	を	-{ _E
	l	五	te	Tĵ.	ž	擬	か	稻	国	カ	求'	15	b`	<i>D</i> *	9	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1	踏	行
	(I	会	0	音心	9	国	ナ	7"	后	7	d	か	1)	決	国		7	78	7
	٧	ŧ		見	遇	E	Š	専	7-	た	3	וןי	后	め	会	厳	N	7-	7
	思思	通		t	程	Ţ];	7 [3E]	行	o	三去		7	7		重	た"		7
	う			国	E	1)	ŧ	的	7		字	()	た	11	1°	上な	17	制	7
	規	7		包	 	ŧ	ウ	11	<i>t</i> =		オがが	2	結結	<	法	も	<u>;</u> ;;	定	
	則	1 - 1		主新	1	精		内	7		可可	7	果	ŧ	律	9	24	たへ	34
	n	僕		員	H	度	段	容	ح		决	٧	1	9	11	7	ts.		律
	4	13		が	f=		拉路	を	を			か	7		定			2	
	t ₂	j vo		発	17	の高		扱	実		セ		否	tī.		あっ	7	続	٤
	ŧ			九言	٧	121	77				n	5	决	0	11	3	ŧ	1)	11
	9	刁法			田			, ,	際		7	-1	41	7"	世	9	0)	7	7
	L	 		4	j.c.	甜	あ	54	9		11	23 14	可	. 4	模	£"	IJ	1.1	ŧ
	4.	2		3		律が	3	油	国人		<	律	决	様	擬	ک		<	ŋ
	7-10 20>	CF.			F	יע		律	桧		Y	(J		Q	国	10'	大	2	は、

l	<	t		>	学	き	3	*	li li	か	3	1-	٧	ŧ	法	ò	た	法	
t _E	な	&n	17"	目	級	ま	F	ŧ		U	-	7	可	かき	案	7	Y	を	la
o	3	lε	4	標	全	C	ì	0		き	۲	7	決	私内	が	5	田べ	決	<
	t	決	1‡	ヤ	員	12	lΞ	<i>b</i> \		F	か	て	7	得	ぁ	12	()	8)	l
	βĄ	\&\		和	40.	•	す	ሂ		L	び	4	h	す	ly	あ	ま	3	/
	l	'n	4	占厂	学	Ξ	ご	思に		t	*	て	な	3	ま	Ŋ	l	議	Ì
	決	れ	0	pn	習	Α	1,	2		*	7	t	Λ,	L	l	か	t=	会	
	άh	3	議	1#	力	で	時	7		羽白	11	ご	ん	ò	た	で		を	
	'n	ŧ	会	7	を	· 64	F	ま		i	て	4	të	な	P	て	法	開	
	ħ	Ø)	ŧ _z	き	上	L	ŧ	L		Y 削	良	念	γ	l	法	き	を	Vι	-
	て	で	終	Ŋ	140	合	か	た		1#	11	入	わ	2	律	7	考	7	Š
	N	国		L	3	7	17	かい			法	l)	か	41	ŧ	否	之	法	3
	3	民	2 7	た	2	te	3	X	1	主義	案	la	Ŋ	lj	7	決	て	を	
	ŧ	の	法	法	Y		-	国		会	を	話	ŧ	l	7	せ	ŧ	定	-
	Ø	生	٧	案	かい	つ	٧	民		は	न	l	L	ta	3	i h	何	8	
	të	泔	17	で	で	目	かい	0		ŧ	法	合	1:	案	1=	7	度	3	-
	٧	hi	`	し	き	0	b	t	18	7	j	7	0	じ	17	l	えも	0	-
	田川	7	国	t	3	案	81	xh		y	3	て	実	4	,	ま	話	lt	-
	W	Ŋ	民	•	٧	よ	١/	ادا		単	2	決	\ \ \ \ \	な	た	2	b	大	2
	ま	F	Ø		1,	,	数馬	な		純	٧	1/2 1/2	l'	\\	れ	+_	合	が変	0

T
Y
6 6

	٧	3	j	t		え	3		7		0	カ	過	44	考		C.	
-	7	Š	Υ	九	最	3	三式 口具		,	të	模		程	た	え	国	3	今
	え	7	今		役	0	買		な	礼	擬	時	ŋ	5	かし	会	JX	巨
	3	L	日	1eT	L		0		お	l=	国	129	中	国	集	٧	上	0
	0	7	I	代	, i		方		かい	۲	会	V	に	民	ま	t, v	に	村
		`	て	L.	法		12		つ	3	ŋ	7	は	ŋ	3	う	慎	长
		国	つ	ŧ	ک		17			7	中	SA SA	自	元	7	大	重	I
		民	つ"	わ	は				谷	ŧ	7"	0)	分	ま		き	に	会
		n	١)	た	()		去		世	筝	考	上	7	で	7	<i>t</i> ;`	決	ŧ
		生	7	7	<		世		ま	L	え	て゛	lt	形	n	ま	80	Ì
		14	ŧ	7	7		に		7	4	3	成	考	γ	何	r	5 '	L
		を	te	I	ŧ		1		Ø	-超2	Ł	4)	文	L	重	ま	机	7
		支	人	9	Ø		7"		2	2末	ì	立	5	7	ŧ	L)	7	
		支入	[E	ょ	2.4		1, 1		= 3	す	13	7	ħ	出	n	O)	l)	勢
		3	ഗ	ŧ,	会		L		よ	3	<i>t</i> _{<i>y</i>} .	7	な	7	美	中	3	4:
		国	室	ŧ	n		た		ò	ŧ	7	Li	LI	く	决	7"	٧	書
		n	t:	ŋ	卓		5	1	な	0)	t_	3	(F	3	lc	ŧ	里	を
		大	4	te	で		た		法	7"	0	٧	ど	ŧ	よ	111	7	見
		黑	7	作	こだ		7		を	古			0	7"	7	< .	た	7
		柱主	え	3	決		思		14	ס		2	本	0)	7	0	o	灰